

中小企業支援

国と各被災県は、地域経済や雇用の早期の回復を図るために協議を重ね、被災した中小企業を個別に資金面で支援する様々な事業を制度化した。このうち「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」(以下グループ補助金)は、被災した企業グループや商店街等二者以上のグループが、震災発生前の施設や設備と同等にまで復旧するための費用を国と県で最大4分の3まで補助するというものである。

また国と県は、グループ補助金を補完する施策、「被災中小企業施設・設備整備支援事業(高度化スキーム)」を創設した。グループ補助金で施設・設備を復旧する事業者の自己負担部分を無利子で貸し付けることにより、早期の復旧・復興を促進する狙いであった。グループ補助金は当初多くの事業者が利用したが、グループを組むことが困難、新規事業は対象外、等の課題も浮き彫りとなった。そこで国と県は、新規事業も補助の対象に加える等の見直しで、制度の活用を図った。

年		H23		H24		H27		R1	
月	日	主な県の対応等		1 転機となった取組等					
3	14	1 経済工商観光部商工経営支援課内に「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置(9月11日)		12		11		10	
4	1	1 中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠)の創設		11		10		9	
6	8	1 沿岸部の商工会議所等に臨時の出張相談窓口を開設(6月22日)		12		11		10	
6	13	1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)が施行		14		14		24	
8	27	1 グループ補助金第1次公募開始(24日)		14		24		21	
8	5	1 みやぎ中小企業復興特別資金の創設		27		24		21	
8	5	1 グループ補助金第1次交付先(14グループ)を決定		27		24		21	
9	21	1 被災中小企業施設・設備整備支援事業資金貸付制度(高度化スキーム)の募集開始		27		24		21	
9	21	1 宮城県産業復興機構設立等準備委員会を設立		27		24		21	
10	24	1 東日本大震災被災中小企業者対策資金利子補給金の創設		27		24		21	
10	24	1 宮城県産業復興相談センターを設立(16日より相談受付)		27		24		21	
11	14	1 県、中小機構及び県内10の金融機関の出資で宮城産業復興機構が設立		27		24		21	
11	29	1 令和元年東日本台風災害でのグループ補助金の公募開始(12月20日)		27		24		21	
12	20	1 令和3年度以降のグループ補助金の運用に関する閣議決定		27		24		21	

何が起っていたのか

中小企業のニーズを把握

平成23年3月～9月

相談窓口と融資制度の創設

発災後、県は主に中小企業の当座の資金繰りを支援するため、3月14日に特別相談窓口を設置した(9月11日まで)。設置した当初は、企業からの問合せの電話が鳴りやまない状態となり、窓口には6か月間で2300件近くの相談が寄せられ、その多くは資金繰りや返済猶予に関するものであった。また沿岸市町では中小企業等が相談する場所を確保できない地域があったため、関係機関と連携し4月12日から商工会議所等を会場として、臨時の出張相談窓口を開設し、466件の相談を受けた(6月22日まで)。

相談窓口では、中小企業の当座の資金不足が、深刻な問題であることが判明した。そこで運転資金の調達を支援するため、県は新たな融資制度である「中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠)」を4月1日に創設した。対象は、り災証明書の交付等を受けた事業者等で、融資限度額は1000万円、利率1%。償還期間は10年(据置2年以内)で、取扱期間の9月9日までに1593件、約123億円の融資が実行された。

商工経営支援課職員

「震災発災から3日後の14日、企業や事業者の方から融資の相談電話が多数かかってきました。そのときは県に災害時の融資制度が立ち上がっていないだったので、日本政策金融公庫の融資を案内しました。そのうちに、今

回の震災に合わせた融資制度を作らなければならないことになり、資金が必要などころにすぐに融資できる制度として、『中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠)』を創設しました。金融機関や信用保証協会と話し合っ、利率1%としました」

「震災発災直後に上司から、『阪神・淡路大震災のときの兵庫県の制度を調べておいてくれ』と言われて確かめましたが、直接企業に對して補助する制度は見つけられませんでした。企業に直接資金を渡した方が早く復興できるのではないかと、今ある仕組みの中でやるしかないなら、なるべく利息を抑えた融資制度を作らせないかと、まずはつなぎ融資*で運転資金を確保してもらえるような制度を立ち上げました」

*つなぎ融資：一時的に資金繰りが苦しくなったときに受ける短期の融資

「4月に沿岸部で、臨時の出張相談窓口を開設しました。私は気仙沼市に行つたのですが、周りは泥だらけで、あちこちで車が潰れて放置された状況でした。相談にきた方から写真を示されて、『家の中がこんなになつてしまつて』とか、『店もこういう状況なので、どうにかありませんか?』と相談を頂きました。でも私たちには、融資制度を紹介することしかできません。本当は『今ここで融資しますよ』と言いたいのですが、それができないのがつらかったです」

新産業振興課職員

「まずは『中小企業を支援するために何をやるべきか』を考えることから始めました。阪神・淡路大震災のときに兵庫県は財団法人を作って、産業振興や復興に向けた中小企業支援メニューを作成していました。その財団が『こういう支援をした』『仮設の工場を建設した』などの個別の事業に対する評価を掲載していたので、それを参考にしました。また県の外郭団体であるみやぎ産業振興機構がこれまで提言していた、中小企業振興のために今後必要な施策を、震災復興バージョンに置き換えて支援メニューを検討しました」

個別企業を資金面で直接支援

平成23年4月～平成24年3月

グループ補助金の制度化

従来は、天災が原因で発生した被害であっても、個別企業は自費での復旧が原則であった。しかし、東日本大震災の被害は過去に例を見ないほど甚大であり、自力での復旧は困難であると予想されたことから、地域経済や雇用の早期の回復を図るため、県は中小企業庁と連携し、個別企業の資金支援を行う「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」(以下「グループ補助金」)の制度化へ向けて検討を行い、6月8日に施行に至った。

この「グループ補助金」は、被災した中小企業が2者以上のグループを作って復興事業計画を提出し、被災地域の産業活力の復活やコミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと県が認定した場合、補助金を支給する制度である。補助の対象は、工場・店舗等の施設や生産機械等の設備の復旧費用で、補助率は最大

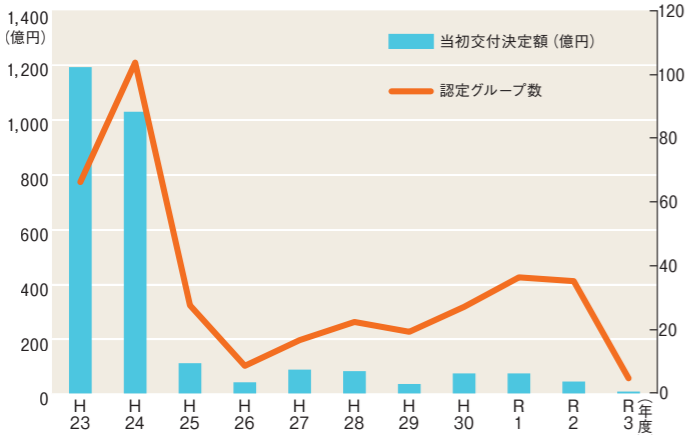
4分の3(うち国が2分の1、県が4分の1を負担)となっている。6月上旬から県は、地元商工会等と連携し説明会を開催した。

この制度の特徴は、対象が地域経済の核となる2者以上の事業者で構成されるグループであること、被災した施設・設備と同等までに復旧する費用が補助対象となることであった。6月13日から6月24日までの第1次公募期間では217件の応募があり、14グループ64事業者を交付先として決定した。平成23年度は3次募集まで行い、1192事業者に対して約1196億円の交付決定を行った。

新産業振興課職員

「4月の中旬に、中小企業庁から企業を支援する補助制度を作るので、県も検討してほしいとワンペーパー程度の資料を渡されました。

中小企業等グループ補助金による支援状況



出典：宮城県経済工商観光部企業復興支援室



復旧した水産加工工場(気仙沼市)



南三陸さんさん商店街(南三陸町)

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 1. 対象者**
中小企業等グループに参加する構成員
(商店街振興組合、まちづくり会社 等を含む)
- 2. 対象経費**
施設費、設備費、市場調査費 等
商業等の賑わい創出のためのイベント等の事業費 等
- 3. 補助率**
中小企業者・中小企業事業協同組合等：3/4 (国1/2、県1/4)



※事業負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。

出典：経済産業省ウェブサイト

請期間が説明会の開催後10日間から2週間程度しかなかったことにも意見を頂きました。私も被災地域には何回か視察に行っていたので、グループ補助金の担当として当事者意識はもっていました。この説明会において被災事業者の悲痛な生の声を伺えたことが、その後の制度設計や国への要望などの際に役立ったと考えています」

「グループという概念を、なかなか理解してもらえませんでした。2者以上のグループで申請するという制度なのですが、中小企業庁はあくまで、当時は「既存のグループ機能を回復させるための補助金」と考えていました。例えば製紙会社なら本社だけではなく、部品を納めている企業や工場のメンテナンスを担当している企業なども含めて補助金を出すことにより、製紙グループ全体を復活してもらうという制度です。関連会社が同時に復活しないと、グループとして経済活動が再開できないからです」

「1回目の申請では、補助額の総計が200億円ぐらいになりました。60億円分しか採択できないので、事業計画を評価する委員会を開いて認定するグループを選びました。最終的な決定は東北経済産業局が行いますが、ヒアリングを通じて、「このグループを、こういう理由で県は認定したいと思います」と説明しました。最初のうちは、サブライチエーション型のグループが多く採択されました。これらのグループは、制度を設計した中小企業庁の想定と合致していません」

「3次募集からは被災自治体の財政負担をゼロにする震災復興特別交付税が適用され

※サブライチエーション型：仕入れから出荷まで、材料調達・製造・流通・販売等の一連の流れをもつ企業グループ。



グループ補助金を活用して整備されたスーパーマーケット

て、結果的に県負担がなくなったので、1200億円の予算を国がつけてくれました。そこで、1次と2次で不採択になった事業やグループも含めて採択しました。また3次募集からは、サブライチエーション型だけでなく、グループを構成する企業間の直接的なつながりが強くなって、地域の基幹産業であり、復興に不可欠なグループであれば認定されるようになりました」

本格的な復興に対応した制度の創設

平成23年6月～10月

県独自の中小企業支援制度

インフラや施設等の復旧が進むにつれて、つなぎ融資だけではなく本格的な復興に対応した資金を望む声が、中小企業から寄せられた。こ

額8000万円の「みやぎ中小企業復興特別資金」を立ち上げました。5月には金融機関や市町村の担当者などの関係機関に向けた制度の説明会を開催しました。この資金の金利については、金融機関から「いくら震災でもこの融資内容で1%という利率では厳しい」という話が出たので、1・5%で折り合いをつけました」

新産業振興課職員

「グループ補助金で補助されない部分を長期間無利子で貸し付ける、「被災中小企業施設・設備整備支援事業」を作りました。グループ補助金の兄弟メニューのような形で、中小企業高度化資金貸付制度をモデルにした融資メニューなので、「高度化スキーム」と呼ばれていました。大型連休前に、このくらいの予算額になるというペーパーを作って、財政課に置いてきました。次に出勤したら、全額了承の内示が出ました。財政課の素早い対応に驚きました」

「高度化スキームに関しては中小企業庁をはじめ様々な方面から貸付けを迅速にしてほしいという声を頂きました。グループ補助金を申請し、審査して採択された企業なので、貸付けの審査は簡単で大丈夫だろう、という風潮だったと思います。しかし、審査では社長と面談をして、会社の成り立ちや経営状況、被害状況や今後の見通しなどの話を聞き取った上で、今後の計画を見せてもらい、返済計画ができて初めて貸付けを決定しました。審査のスピードを上げるといっても、どうしてもある程度は時間がかかる作業でした。「方法も工夫して早くやるようにします。貸付事業なので審査はきちんとさせてください」と伝えました」

れを受けて県では、融資限度額や償還期間、資金使途等を拡充し、本格的な復興に対応した新たな融資制度「みやぎ中小企業復興特別資金」を6月27日に創設した。融資限度額は8000万円、利率は1・5%、償還期間は15年（据置期間3年以内）で、平成23年度には3590件、921億円の融資を実施した。

またグループ補助金が採択されて復旧費用の4分の3が補助されても、4分の1は中小企業の自己負担となり、そのことで復旧できない事業者が多数出てくるのが想定されたことから、国と県は金利負担の軽減を図り、早期の復旧・復興を支援するため、自己負担を無利子で貸し付け、返済期間を最長20年間とする「被災中小企業施設・設備整備支援事業」を立ち上げ、8月24日から公募開始した。この事業は独立行政法人中小企業基盤整備機構が、資金融資とアドバンスの両面から中小企業グループをサポートする、「高度化事業」のスキームに基づいて設計されたため、「高度化スキーム貸付け」と呼ばれた。さらに、「中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金（東日本大震災対策策）」及び「みやぎ中小企業復興特別資金」の利用者の金利負担の軽減を図ると、借入日から3年間、融資額3000万円までを無利子とする、「東日本大震災被災中小企業者対策資金利子補給金」を実施した。この制度は10月から金融機関で申請の受付を開始し、4月以降に支払った利子についても遡って補給対象とした。

※高度化事業：個々の中小企業が単独では行えない、共同施設の建設や商店街のアーケード化等のために、大規模な設備投資を共同で実施することを支援する制度。

商工経営支援課職員

「今後本格的に復旧・復興していく中小企業を資金面で手助けしていきたいと、融資限度

商工経営支援課職員

「利子補給は、「みやぎ中小企業復興特別資金」などを借りた企業に、借入日から3年間を無利子とする制度です。取扱いは最大で1万2000件に及び、利息の計算だけでもとても大変でした。そこで事務処理の大部分を金融機関にお願いしました。金融機関で利息などを全部計算してもらい、それを報告してもらって県からお支払いしました。復興を目指す企業支援のためなら、と協力していただきました」

高度化スキームの申請はグループ補助金の1割止まり

平成23年8月

「高度化スキーム」の課題

「高度化スキーム」には、「グループ補助金」採択数の1割程度しか申込みがなかった。グループ補助金以外に金融機関から有利な条件で借入れをしている事業者がいたほか、申請書類の作成に時間がかかるので中小企業から敬遠されてしまった、ということが理由であった。そこで県はグループ補助金では対象とならなかった消費税分も上乘せして貸し付けたほか、復興需要やオリンピック需要による資材高騰で増加した復旧費用も上乘せして貸し付ける等、運用を微修正しながら利用の増加を図った。

企業復興支援室職員

「自己資金がない限り、まず金融機関でお金を借りて建物などを全部復旧した後に、グループ補助金が入ってくることになりました。既に銀行から借りているのに、わざわざ手続をして高度化スキームに乗り換えることはしない、という事業者の声も聞きました。「高度

「中小企業施策活用ガイドブック」

中小企業事業者等が県や国の施策を活用する際の参考として、平成9年度から作成している。平成23年度版より震災関連施策が追加された。



商店復旧支援事業	高度化事業災害復旧貸付	中小企業等グループ設備等整備資金貸付事業(被災中小企業施設・設備支援事業)
東日本大震災で被災した施設及び設備を復旧して事業を再開するに当たり必要となる経費の一部を補助します。	震災により甚大な被害を受けた中小企業協同組合や商店街振興組合等を支援するため、協同組合等が被災した共同施設を復旧又は新たに整備する場合に、長期無利子の貸付を行います。	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業における復興事業計画の認定を受けるなどによって、復旧・復興を目指す中小企業者の方などに対し、財団法人みやぎ産業振興機構を通じて無利子で貸付を行うことにより、県内産業の復旧及び復興を支援します。
<p>1 貸付対象者</p> <p>(1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に係る復興事業計画の認定を受けた中小企業等グループ及び当該グループを構成する中小企業者</p> <p>(2) 商工会・商工会連合会・商工会議所の施設復旧支援事業の交付決定を受けた中小企業団体</p> <p>(3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する仮設店舗、工場等に入居する中小企業者</p>	<p>1 貸付対象物件</p> <p>(1) 資産計上される建物、構築物又は設備であって、審査にて認める物件。ただし、1 (3) に掲げる対象者の場合は、耐用年数が概ね10年以上のものであり、仮設工場等からの退去後も移転後の施設に移設すること等により、長期にわたり使用が見込まれる設備のみが対象。</p> <p>(2) 「貸付決定時に支払済みのもの」、「県外に設置されるもの」、「賃貸を目的とするもの」、「土地」、「什器」、「運転資金」などは対象外。</p>	<p>1 貸付限度額</p> <p>なし（審査で認められた額）。ただし、貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額の自己資金が必要。</p> <p>(2) 償還期間</p> <p>2年以内（うち据置期間5年以内）であって、審査にて認める期間</p> <p>(3) 金利</p> <p>無利子</p> <p>(4) 担保要件</p> <p>人的担保：原則、法人の代表者 物的担保：原則、貸付対象物件</p>
<p>2 審査</p> <p>公益財団法人みやぎ産業振興機構、県、独立行政法人中小企業基盤整備機構の三者が協力して実施します。</p> <p>審査の結果、御要望に沿えない場合がございます。</p>		

※「無事業用施設の復旧整備のために

出典：宮城県ウェブサイト

化スキームは無利子で、償還20年といういい条件の制度だけど、銀行で借りているので、このまましておきます」という事業者さんが結構いたので、申込みが「グループ補助金」採択数の1割程度に落ち着いたのかなという感じでした」

新産業復興課職員

「書類を作る手間と金融機関に払う利子を、天びんにかけてた企業もあると思います。今すぐお金を借りたければ、懇意のメインバンクが助けてくれることもあります。『高度化スキーム』では3年後までの計画を立てるほか様々な書類が必要になります。さらに書類を提出しても、こちらから再質問して答えてもらうことが何回かあります。それを含めると、『利子を払ったほうが楽かな』と企業が判断した可能性もあると思います」

「抵当権の問題も大きかったと思います。『高度化スキーム』では、建物を復旧したときには、一番抵当をつけることになっていきます。グループ補助金を申請する前に銀行から借りている場合は、最初に貸し付けた銀行が既に一番抵当をつけていることが多いので、『後から貸し付けて、一番抵当をつけるのは難しい』という場面もあったと思います」

既存債務を買い取って再建を支援

平成23年9月～平成24年度
二重債務問題への対応

被災事業者が復興に向けて事業を再開するに当たり、震災前からの債務が負担となって新規の資金調達が困難となる、いわゆる二重債務問題への対策が急務となっていた。国、県、中小

企業基盤整備機構及び県内金融機関等は9月宮城県産業復興機構設立等準備委員会を設立し、債権の買取り等を行う機構の設立等、二重債務問題への対応について詳細な検討を開始した。そして12月には、県や中小企業基盤整備機構及び県内10の金融機関が出資して、「宮城県産業復興機構」が設立された。支援対象は「被災の影響で経営に支障が生じ、収益力に比べて過大な債務を負っているものの、債務の買取り等で新規融資が見込まれれば、再生の可能性があると判断された事業者」であった。平成24年3月には、同機構にとって初めてとなる債権の買取りが5件決定した。これにより、被災した事業者に対する支援策が更に拡充されることとなった。

商工経営支援課職員

「震災発生前から設備資金や運転資金を借りていた企業が、建物や設備が損壊して再建のために更に借入れをすると、二つの債務が発生します。この二重債務が、企業の復興の足かせになっていました。そこで事業再開を支援するために、震災発生前の債務を買い取って、一定期間支払いを猶予することになりました。『既往債務はしばらく返さなくていいので、その間に事業を再生してください』というのがそもそも考え方です。『宮城県産業復興機構』というファンドを作って、そこが企業の既往債務を金融機関から買い取って、事業が軌道に乗ったら10年後、その債務を金融機関に戻します。その後、事業者は金融機関に返済するという制度です。基本的に債務が二つあることは変わりませんが、一定期間は債務の一つを返済しなくて済むという制度、それが二重債務の対策でした」

「二重債務対応では幾度となく中小企業庁と打合せをしながら進めました。ファンド組成

た新たな設備や機器を導入しようとしても、補助金の対象とはならない。

県は申請者の要望を聞きながら、こうした問題を解決するべく、中小企業庁との調整を図った。

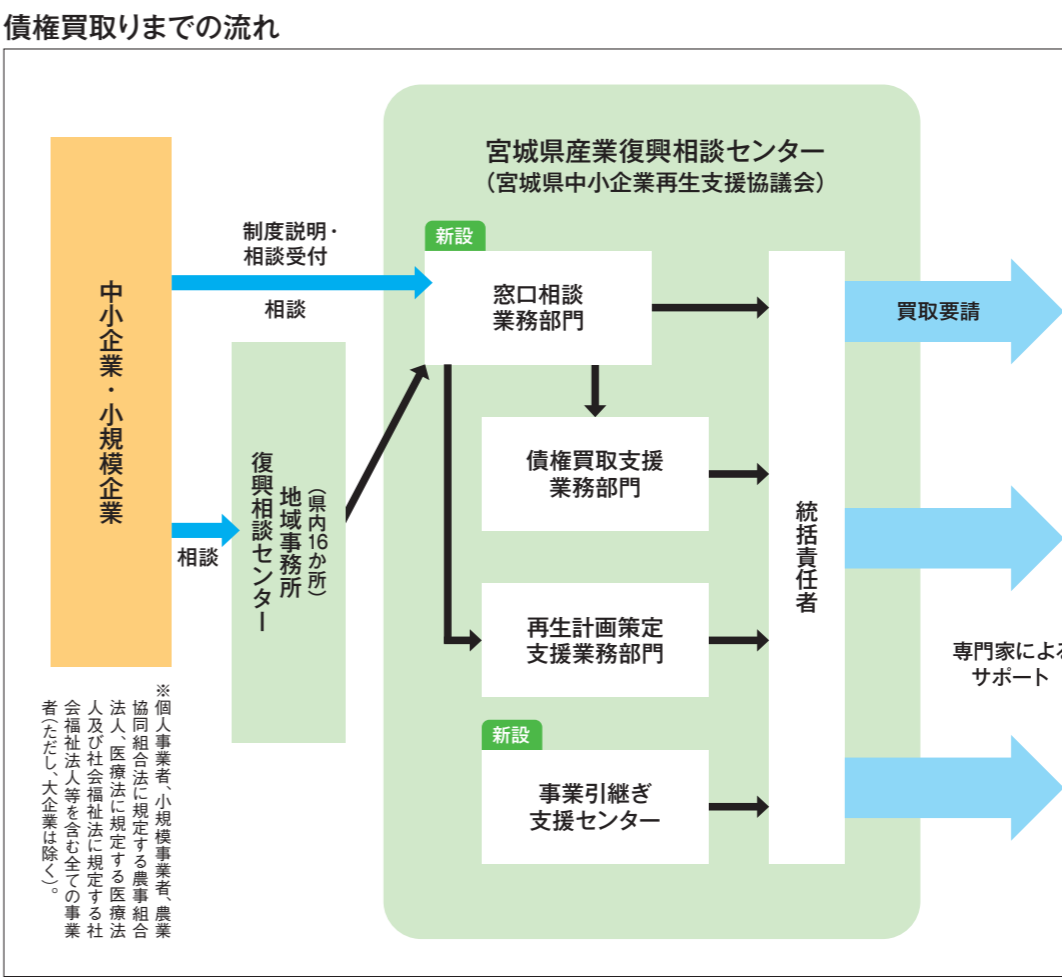
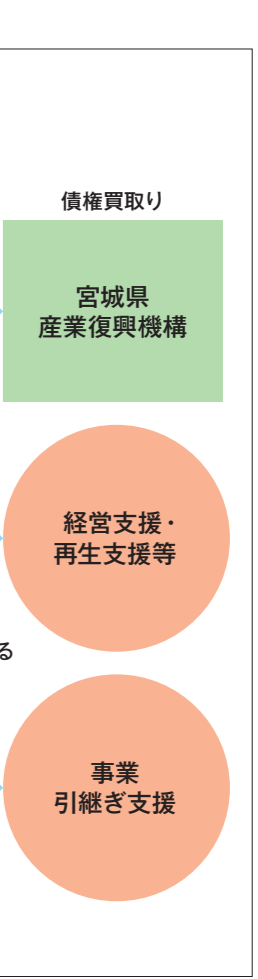
商工経営支援課職員

「補助金は申請したら必ず通るというわけではありません。1回目は不採択で2回目も不採択になり、3回目ですべて採択される企業もあれば、何回申請しても要件に合ったグループが組めなくて、採択されなかったという企業もありました。また、『グループの事業計画で地域がどう復興するのか』を申請書に明記しないと採択されなかったため、ふだんあまり付き合いない企業でグループを作ると、事業計画がなかなか書けなくて、サポートする県職員もかなり苦労しました」

新産業復興課職員

「平成23年度後半から24年度にかけて、グループ補助金の要件である『県内の一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団』をどう扱うかが問題になりました。例えば石巻市のある水産加工グループが、『その地域の基幹となる産業群であり、それを担う集団』と認定され、グループ補助金が交付されたとします。その後石巻市で別の水産加工グループが申請しても、基幹グループには既に交付しているの、後から申請したグループは地域の基幹産業群とは認められない。『第二集団』となり採択しない、と国から示されました」

「『第二集団』も採択したいのであれば、県や商工会議所が全部まとめてグループとして申請するようにと国から示され、グループを



※個人事業者、小規模事業者、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人及び社会福祉法に規定する社会福祉法人等を含む全ての事業者（ただし、大企業は除く）。

どう組むか非常に苦労しました。24年度になると、同じような業種のグループが多数申請しました。結局国も要件を緩和して、認定していききました」

ば水産加工業で、震災発生前と同じ工場をやって同じ商品を製造しても、同じように売れるとは限りません。平成27年度からは、他業種に進出するための設備を購入するなど、新分野開拓等に対する計画にも補助をしようという対応になりました。新しい機械を購入して新分野を開拓するなどの経営判断が、グループ補助金を使ってできるようになりました」

制度の拡充で対応

平成25年度～平成27年度
グループ補助金・新分野開拓

グループ補助金や県単独補助金等の支援で多くの事業者が業務再開を果たしましたが、まだ本格的な再開に至っていない事業者も多かった。そこで国と県は、より多くの中小企業にグループ補助金を活用してもらえるように、制度を修正し利用者拡充を図った。

- 資材等価格の高騰に対する対応(平成26年度～)
 - グループ補助金の交付決定後、2回の繰越しや再交付を行った事業者のうち、資材等価格の高騰(1割超)により工事等契約ができていない事業者への増額。
- 新分野需要開拓等に対する対応(平成27年度～)
 - 被災前の水準への「復旧」では事業再開や継続売上回復が困難な場合には、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組(新商品製造ラインへの転換)「新商品・サービス開発」等の実施を支援する。ただし事業未着手(契約前)のものに限る。

企業復興支援室職員

「震災発生から年月がたつと、グループ補助金の「復旧」の考え方も変わりました。例え

新たな災害にも対応

平成29年～現在

「グループ補助金」は、平成28年度には23グループに約93億円、令和元年度には38グループに約83億円が交付される等、地域経済の復旧・復興に一定の成果を上げてきた。また、令和元年に発生した令和元年東日本台風による災害等、東日本大震災以後に発生した災害についても「グループ補助金」が適用されている。

国は「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」で、中小企業等グループの再建については、令和3年度以降も、限定的ではあるものの支援を継続するとしている。

県はこの方針に基づき、令和3年度以降も限定的ながら、新規の受付を継続している。

しかし、令和3年度においては、申請数大幅に減少し、交付決定件数は5件にとどまった。県の業務も、復旧後の事業の変更や廃止等による補助金の返還への対応や、経営課題の解決に向けた支援が中心になりつつある。

見えてきた課題

平成23年度～平成24年度
グループ補助金の運用上の問題点が浮上

グループ補助金は地域経済の核となる中小企業群の復旧という目的で、個別企業グループを直接支援するという画期的な制度であった。平成23年度は65グループに119.6億円、平成24年度は114グループに101.2億円の交付決定が行われた。しかし、運用が進むにつれて、制度の課題が浮上してきた。

グループを組む難しさ

当初は、グループを組みやすい大手企業やサブライチエン企業と比べ、小規模業者がグループを組みにくい傾向があった。

復旧以上の事業費は認められない

被災前と同等の水準までが補助対象であり、事業者が新規事業のために、震災前にはなかつ

企業復興支援室職員

「平成28年の熊本地震や平成30年の西日本豪雨も、グループ補助金の対象になっていました。県でも、令和元年に発生した令和元年東日本台風の災害が対象になりました。そのときは制度が変更されたため、その説明に苦労しました。特に保険に関する部分です。グループ補助金を利用する事業者には、補助対象の施設・設備については、自然災害による損害を補償する保険に加入してもらうことになりました。グループ補助金は全ての災害に必ず適用されるものではなく、事業者自ら事業継続や災害に備えてほしい、という考えからです」

「平成29年当時で、4000強の事業者が交付決定されましたが、そのうち1割ぐらいはまだ事業に着手できていませんでした。国は『東日本大震災からの復興の基本方針』で、復興期間は10年と明示しています。しかし、グループ補助金がいつまで続くのか、特に明示がありません。県の担当者は『復興は震災発生から10年まで、という期限で考えてください』と申請者に伝えていました。令和元年には、グループ補助金について『令和2年度までに土地造成が完成した土地で再建をしたい事業者は、令和3年度以降も、その事業者の責に帰さない事由がある場合に限り支援を継続する』という政府の方針が閣議決定されました。制度をどうソフトランディングさせるのが課題となっていると思います」

企業復興支援室職員

「東日本大震災以降に発生した令和元年東日本台風や、令和3年福島県沖地震、令和4年福島県沖地震においても、グループ補助金が適用されました」

「私たちは組織で動いているので、組織としてどのように対応していくか、どのように受け止めるかを、全員で考えてほしいと思います」

希望の制度「グループ補助金」

「グループを組むという要件はあるものの、復旧にかかる費用の4分の3が補助されるので、全ての財産を失った中小企業の経営者にとってグループ補助金は『希望の制度』です。『いつかこの補助金が採択されて、元の生活や元の仕事に戻る』という希望をもった人も大勢いました。被災者にとっては、『事業を継続できる』という思いを抱ける制度だったと思います。この制度は非常に魅力的で、多くの分野で事業者を助けられる可能性がある制度だと思っています」

見直して今後継続を

「国として、自治体として、企業の資産形成を直接的に支援するという初めての制度が『グループ補助金』でした。新しい制度なので最初から完成形を作れるわけではなく、直すべきところはたくさんあると思います。終了するという選択肢もあるかもしれませんが、『補助率を柔軟に設定する』『地域経済の核となるグループを新たに作る』など、いろいろなやり方があると思います」

東日本大震災からの復興途上であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているなど、一定の要件を満たす場合、補助率10分の10が適用されるなど、事業者の実情を踏まえた補助内容の見直しが行われ、より使いやすい制度になってきたと思います」

災害対応の経験から学んだこと

日々の業務でも全体設計の視点を

「震災発生直後は、とにかく急いで様々な対応をしますが、同時に大きな視点で俯瞰的に物事を見る、司令塔が配置されていることも大事だと感じました。日々の業務に忙殺されていると見落としがあったり、全体設計が手薄になったりします。現状を把握しながら次の段階に打つ手を考え、将来の姿をきちんと見据えられる人が必要です。今後大災害が発生したら、どう対応するかを考える体制を作っておくことが大事だと思います」

問題意識をみんなで共有する

商工経営支援課職員

「とにかく何かあったら周りに向かって騒いで、自分一人で抱え込むなど、課のメンバーにいつも言っています。電話を受けている最中でも、こういうことがあった、ああいうことがあったと大きな声で言えば、誰かがそれと一緒に考えてくれたり、フォローしてくれたりします。物事の解決にならなくても、問題意識をみんなで共有するということが大事

参照

記録誌等
東日本大震災 復旧期 平成23年度～平成25年度)の取組記録誌(宮城県震災復興・企画部震災復興推進課・平成27年3月)
東日本大震災 再生期前半(平成26・27年度)の取組記録誌(宮城県震災復興・企画部震災復興推進課・平成29年3月)
宮城県グループ補助金ガイドブック(Q&A編)



←ウェブサイトでも御覧いただけます



グループ補助金を活用し早期復旧を目指す中小企業者を紹介した「みやぎ発 復興企業だより」

平成26年10月29日～平成28年5月31日発行

グループの構成員として、がんばっている個別事業者の紹介(2)

企業名 株式会社 岡清 (養殖水産資源復興推進グループ)
タイトル 『お魚いらば おかせい』再開です!!!

グループの構成員として、がんばっている個別事業者の紹介

事業者名 宮城県酒造協同組合
『“いい酒うまい酒づくり”を目指して』

【震災以前の取組状況について】
宮城県酒造協同組合は、宮城県内25社の清酒製造業者で組織され、酒蔵技術の向上に向けた取組、原料米の共同購入、県産酒の需要拡大に向けた活動などを行っています。特に、県産酒の需要開拓に向けた取組として、震災以前の昭和61年には「みやぎ純米酒の県宣言」として提言し、宮城県産米による純米酒の競争力を有するまで

被災を受けたほか、県内25社の組合員の、酒蔵は土蔵造りの建物が多く、土蔵の損傷発生しました。

とはいえ、商品供給力の低下による既存市町村の競争力の低下は全国的に活発化し、需給のアンバランスには欠品が予想されたことになりました。

酒の確保も困難を極めてを知り、組合のリーダーが復旧を図るため、清酒製造業者と連携し、需要開拓に向けた取組を強化しました。

設備は24年12月までに復旧し、24年度出荷でも震災前レベルの人員確保ができました。復興イベント開催や東北新幹線内誌への掲載や県内販売や商品の詳しい紹介を行ったところ、反響が非常に大きく、依然として

え、海外への産業技術総合の育成を行うなど、引き続き

【グループ補助金とは】 東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興促進を目的として、複数の中小企業者等で構成される「中小企業者グループ」が県の認定を受けた復興事業計画に基づき「産業活力の復活やコミュニティの再生」などの事業実施に要する経費の一部を補助する制度です。(補助率:4分の3)
【第11次認定までの交付決定状況】 グループ数(210) 交付決定事業者数(3,732件) 交付決定額(約2,326億円)

精力的に復興に向けて取り組んでいるグループの紹介

グループ名 気仙沼漁港機能再建対策委員会
『気仙沼地域における“漁船商店街”の復活を目指して』

【震災以前の取組状況について】
気仙沼漁港を拠点とする漁業用船舶の建造や修繕に従事していた企業について、震災以前より地元漁業を支える活動に取り組んでいました。しかしながら、従来の組織では、造船部門や建設部門など業種が多岐に及ぶこともあり、企業間連携の進展は順調ではありませんでした。

【震災後の協力体制について】
震災により関連業種の多くが壊滅的な被害を受けました。しかしながら、船舶に対するサービスにあたっては何か一つ欠けず全体に影響することから、全事業者一丸となった復旧・復興が必要と感じたこともあり、(株)小野寺鐵工所 小野寺代表を中心に造船関連業者への呼びかけ、さらにはグループ補助金の活用となるグループ組成にあたっては気仙沼

店舗とスタッフ
恵し、鉄骨の骨組みが残っていた第1号館を23年7月に合わせていち早く事業復興推進グループを結成し、グループの再稼働・再稼働し、雇用者数や生産量を確保するまで

【みやぎ発 復興企業だより】
平成26年10月29日発行(第1号)

復興へ頑張ろう!
みやぎ発

被災中小企業等に対する中小企業者グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)を活用し、震災からの早期復旧を目指す県内中小企業者の取組をご紹介します。

静かな感謝
確実な「リレー」
忙しい時ほど楽しくやる
柔軟な発想と判断
自身の良識と判断力を

新産業振興課
商工経営支援課
商工経営支援課
商工経営支援課
商工経営支援課
企業復興支援室
企業復興支援室
新産業振興課
新産業振興課
新産業振興課

出典:宮城県ウェブサイト